

平成二十八年十月十八日受領  
答 弁 第 四 九 号

内閣衆質一九二第四九号

平成二十八年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員鈴木義弘君提出警察署における接見室の不足に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木義弘君提出警察署における接見室の不足に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「被勾留者面会名簿」及び「弁護士等」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、警察庁においては、留置施設における被留置者と弁護士又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護士となろうとする者との接見の回数については暦年で把握しているが、お尋ねの「申込み時間に遅滞なく接見が出来ている件数」及び「申し込まれた件数」については把握していない。

二及び三について

お尋ねの「接見室」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、警察庁では、従来から、接見が適切に実施されるために面会室を整備するよう、都道府県警察に対して指導を行ってきたところであり、引き続き、必要な指導を行ってまいりたい。